明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（一三）　一
〔省　令〕
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（厚生労働七七）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第一三号）（厚生労働省）

1　令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等

(一)　趣旨

この法律は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律において「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいうこととした。（第二条関係）

(1)　令和六年三月一日に閣議において決定された令和五年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金

(2)　(1)に掲げる給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの

(三)　権利の差押え等の禁止

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第三条第一項関係）

(四)　金銭等の差押えの禁止

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第三条第二項関係）

2

(一)　経過措置

施行期日等

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（1の(二)の(1)の地域福祉推進支援臨時特例交付金に係るもの及び1の(二)の(2)に掲げるものに限る。）についても適用することとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこととした。（附則第二項関係）

(二)　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

法　律

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十三号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下この条において「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいう。

一　令和六年三月一日に閣議において決定された令和五年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金